

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日と日替り)

目 次

- ◇ 告 示
字の区域の変更(市町村振興課)
保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良法による換地処分(農村整備課)
保安林の指定の解除予定(森林保全課)
生産事業者の登録の失効(〃)
公有水面の埋立ての免許(漁港課)
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
都市計画の変更(〃)
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇ 選 管 告 示
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
- ◇ 教 委 告 示
定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 告 示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
危険物取扱者試験の実施(消防防災課)
- ◇ 雑 報
第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第七百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により宗像地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年一月八日現在の地番による。)
宗像字家ノ上	宗像字家ノ上のうち一七〇以外の区域
宗像字妙見前	宗像字家ノ上一七〇 宗像字妙見前のうち二〇八の一部、二〇九の一部、二一〇の一部、二二〇の一部、二二〇の三、二二〇の四の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宗像字向田	宗像字向田のうち二四〇の二、二四一の二から二四一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

宗像字屋敷前田	宗像字屋敷前田のうち二七八の一の一部、二七九の一の一部、二七九の三の一部、二八〇の一部、二八一の一部以外の区域 宗像字向塔二八八の一、二八八の二、二八九の一の一部、二八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四、二八六、二八七、二九〇の一と一体をなす国有地の一部 宗像字道民二九九と一体をなす国有地 日原字道狭三六九の一の一部、三六九の二の一部、三七三の一、三七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 日原字井手ノ手三七四の一部及び三七四と一体をなす国有地の一部
宗像字向塔	宗像字向塔のうち二八八の一、二八八の二、二八九の一、二八九の二、二九一の六、二九一の七及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四、二八六、二八七、二九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
宗像字道民	宗像字道民のうち二九九と一体をなす国有地以外の区域
宗像字前田	宗像字向田二四〇の二、二四一の二から二四一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 宗像字屋敷前田二七八の一の一部、二七九の一の一部、二七九の三の一部、二八〇の一部、二八一の一部 宗像字向塔二八九の一の一部、二八九の二の一部、二九一の六、二九一の七及びこれらと一体をなす国有地 宗像字前田のうち三二七の二、三三一の一部、三三二の一部、三三三、三三四の一部、三三五、三三六の一、三三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
宗像字東トフ免	宗像字東トフ免のうち三三七、三三八の一、三四〇の一、
宗像字西前田	宗像字西前田の全域 宗像字妙見前二〇八の一部、二〇九の一部、二二〇の一の一部、二二〇の二の一部、二二〇の三、二二〇の四の一部、二二一の一部及びこれらと一体をなす国有地 宗像字前田三二七の二、三三一の一部、三三二の一部、三三三、三三四の一部、三三五、三三六の一、三三六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 宗像字東トフ免三三七、三三八の一、三四〇の一、三四一、三四二、三四三の二から三四三の三まで、三四四の一、三四四の二、三四五の二、三四五の三、三四六の二、三五一の三、三五二、三五三の一、三五四の一の一部、三五四の二、三五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宗像字宮ノ谷堤ノ下	宗像字宮ノ谷堤ノ下のうち三七〇の二、三七一、三七二、三七三の一、三七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宗像字宮ノ谷堤ノ下三七〇の二、三七一、三七二、三七三の二及びこれらと一体をなす国有地 宗像字宮ノ谷四一三の五、四二〇の二と一体をなす国有地の一部
宗像字宮ノ谷	宗像字宮ノ谷のうち四一三の五、四二〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
日原字道狭	日原字道狭のうち三六九の一の一部、三六九の二の一部、三七三の一、三七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

日原字井手ノ手	日原字井手ノ手三七四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに三七四、三七五、三七六の二、三七六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
---------	--

鳥取県告示第七百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により次のとおり告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
産科婦人科大石 医院	鳥取市鍛冶町五三	平成五年九月一日
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	"
ダイゲン眼科医 院	鳥取市扇町一三三一一	"

医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原三一九一	"
米子医療生活協 同組合米子診療 所	米子市博労町三丁目八〇一	"
足立泌尿器科医 院	米子市上後藤三丁目二一〇	"
赤碕町国民健康 保険赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕一九二〇一七四	"
佐々木医院	東伯郡関金町大字関金宿一五一五	"
涌島歯科医院	鳥取市二階町二丁目二一〇	"
谷口歯科医院	鳥取市扇町八七	"
熊谷歯科医院	鳥取市二階町二丁目一一六	"
中本歯科医院	鳥取市茶町三一〇	"
星野歯科医院	鳥取市青葉町二一六七	"
医療法人上田齒 科医院	鳥取市西町一四五四	"
田中歯科医院	倉吉市明治町一〇二五一一	"
諏訪部歯科医院	倉吉市瀬崎町二七六〇	"
小徳歯科医院	境港市外江町二〇六一	"
谷口歯科医院	八頭郡河原町大字河原五四一七	"
田本歯科医院（ 溝口）	日野郡溝口町溝口二二一一	"

久野内科医院	米子市富益町二二六五―二	平成五年九月三日
松岡医院	鳥取市行徳は一〇二	平成五年九月十一日
恵齒科医院	米子市熊党九九	平成五年九月十二日
中村医院	米子市上後藤三丁目一―六	平成五年九月十四日
大槻医院	八頭郡智頭町大字智頭一五一〇―一	〃
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	平成五年九月一日
川口薬局	鳥取市賀露町一五三九―一二	〃
有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	平成五年九月一日
有限会社木下薬局	米子市西倉吉町五七	〃
稲田聰薬局	米子市日野町七	〃
有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七	〃
有限会社稲田松太郎薬局	米子市紺屋町一	〃
小坂薬局	米子市糺町二丁目一八	〃
小林薬局有限公司	倉吉市明治町一〇三二―六	〃
尾崎薬局	倉吉市上井三〇七	〃
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	〃

有限会社富谷薬局	倉吉市河原町一九〇四	〃
有限会社対山堂薬局	境港市本町三〇	〃
中原薬局	気高郡青谷町大字青谷三八五七	〃
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	〃
木島薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	〃
有限会社徳吉薬局鹿野店	気高郡鹿野町大字今市六二五―二	〃

鳥取県告示第七百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、米子市宗像二六六番地三浦時義ほか十七人の者（宗像地区土地改良事業共同施行）が共同して行う土地改良事業に係る宗像地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榎水高原一〇の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一〇の一・一〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

78	登録番号	坂根喜代實	生産事業者の氏名	八頭郡八東町大字奥野	生産事業者の住所	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	生産事業の内容	坂根喜代實 苗畑	事業所の名称	八頭郡八東町大字奥野	事業所の所在地
----	------	-------	----------	------------	----------	-------------------------------	---------	-------------	--------	------------	---------

鳥取県告示第七百五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成五年九月二十一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇
三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長瀬字宮島九二〇―九の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑭の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 長瀬瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東経一三三度五八分二五秒）から一六二度三六分四秒八五・四

四メートルの地点

②の地点 ①の地点から六〇度五〇分四〇秒三五・〇〇メートルの

地点

③の地点 ②の地点から一五〇度二二分一〇秒六・七四メートルの

地点

④の地点 ③の地点から六一度二分五六秒一二・三二メートルの

地点

⑤の地点 ④の地点から一五〇度五一分三一秒三一・七五メートル

の地点

⑥の地点 ⑤の地点から二三七度五〇分三一秒三・二〇メートルの

地点

⑦の地点 ⑥の地点から一九四度二二分三三秒一三・八七メートル

の地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二〇度三八分三五秒一五・七九メートル

の地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一二度一分四五秒一〇・七九メートル
の地点

⑩の地点 ⑨の地点から二四一度一三分一五秒二・四〇メートルの

地点

⑪の地点 ⑩の地点から一八三度三〇分二八秒一五・五一メートル

の地点

⑫の地点 ⑪の地点から二四三度四分五〇秒二・八四メートルの地

点

⑬の地点 ⑫の地点から三三〇度五五分一六秒四九・四〇メートル

の地点

⑭の地点 ⑬の地点から二四二度五一分二六秒三・一〇メートルの

地点

(三) 面積

二、一〇〇・九〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長瀬字宮島九二〇―九の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 長瀬瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東経

一三三度五八分二五秒）から二九四度五九分一一秒一六・

一七メートルの地点

イの地点 アの地点から六〇度三八分四秒九〇・一三メートルの地

点

ウの地点 イの地点から一五〇度三六分三九秒一〇〇・〇四メートルの地点

エの地点 ウの地点から一七五度五二分三五秒六九・九〇メートルの地点

オの地点 エの地点から二三〇度一四分二五秒四〇・一一メートルの地点

カの地点 オの地点から一九四度三三分四七秒六〇・一〇メートルの地点

キの地点 カの地点から三〇三度二二分四七秒二九・九五メートルの地点

クの地点 キの地点から二四三度二〇分四二秒四三・九〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から三三二度二三分三三秒四四・八六メートルの地点

(二) 面積

二三、九〇七・八〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第七百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾宮ノ前土地区画整理事業の事業計画の変更を認可

したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市車尾宮ノ前土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市車尾字倉敷、字浜中砂ノ下、字北宮ノ前、字東宮ノ前及び字西

古川尻の各一部

四 事務所の所在地

米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内

五 設立認可の年月日

平成四年三月十一日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成五年九月十六日

鳥取県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示する。当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

倉吉市生田字西河原及び北野字南下河原、東伯郡関金町大字関金宿字佐野、字下佐野、字横路山、字鳥越山、字勝負谷、字勝負山、字藪ノ内、字藪ノ内平、字小和坂、字小和坂山、字寶原及び字ジャギ谷、大字大鳥居字新林峯、字仙隠、字下出口、字仙隠峯、字下野畑、字新林、字油木、字上坂、字小谷、字ウナ谷、字大林、字峯コロビ、字下朝干、字上朝干、字朝干、字大江子、字崩橋、字カゲト、字中新田、字玉仙塚、字中野田、字中坂ノ上、字上道端、字上野田、字井手南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根及び字上河原並びに大字安歩字壱里塚、字西山、字中山、字北小鳥渡り、字新九郎田、字南小鳥渡り、字山根、

字屋敷通、字荒神ノ上、字宮ノ前、字前田及び字嘉平田、同郡羽合町大字赤池字四郎三堀、字下河原、字三ツ石及び字中坪並びに大字長瀬字下浜及び字二ノ下浜並びに同郡東郷町大字門田字鯨及び字夕間、大字埴見字岡崎二並びに大字佐美字鯨及び字二ノ鯨

変更する部分

東伯郡関金町大字関金宿字五反田、字鳥越、字大坪、字釈迦山及び字曾谷口、大字大鳥居字宮田、字垣内、字道ノ上及び字五反田並びに大字安歩字下中島、同郡羽合町大字字野字坂根、字磯坪及び字西又二、大字長瀬字惣田前並びに大字田後字手次並びに同郡東郷町大字門田字小五郎

鳥取県告示第七百五十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月一日 鳥取県指令受都計三一二第五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市御熊字岡ノ谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宝塚市安倉北二丁目一〇八八―五

旭国際開発株式会社

代表取締役 辻本外太郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条
第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方
教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）
第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含
む。）の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、三三〇

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五五、四九八

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三五、〇九九
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三三、四六七
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、八九〇
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、五四七
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八二六
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、〇二六
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇四六
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、七二二
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、五八三
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、三〇五

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年九月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成五年九月二十四日（金） 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フラボークレーパー	株式会社平和
〃	黄門ちやま	〃
〃	CR・横綱II	〃
〃	おむすびくん	〃

〃	サンシャイン2000	〃
〃	ゴールダンパレリーナ	〃
〃	アポロン	〃
〃	フカーカス2	奥村遊機株式会社
〃	玉の宮	〃
〃	フラインナール	〃
〃	フラワーピート	〃

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成5年9月21日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成5年11月28日(日)	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	"
丙種危険物取扱者試験	平成5年11月28日(日)	10時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市扇町21 県民ふれあい会館

倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館

米子市東福原36 米子市農業協同組合

米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

3 受験願書の受付期間

平成5年9月27日(月)から同年10月15日(金)まで(郵送による場合は、10月15日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389)に照会すること。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成5年10月5日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年9月21日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中 篁 篤

○法第6条第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称及び住所

株式会社ジュンテンドー

鳥根県益田市下本郷町206-5

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー安倍店

- 米子市安倍169外
- 3 現在の店舗面積
497㎡
- 4 増加しようとする店舗面積
623㎡
- 5 店舗面積を増加する日
平成6年2月14日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】